

令和5年5月8日～令和5年9月30日の新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担

1. 公費負担者番号・公費受給者番号

保険医療機関、保険薬局の所在地に対応する公費負担者番号をご記載ください。
埼玉県内に所在する保険医療機関、保険薬局は以下の公費番号です。

(1) 治療費公費

公費負担者番号 28110807

公費受給者番号 9999996 (全患者共通)

➤ さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号となります。

(2) 入院公費（令和5年5月8日以降に入院する場合）

公費負担者番号 28110708

公費受給者番号 9999996 (全患者共通)

➤ さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号となります。

*例えば、処方箋を交付した保険医療機関が東京都内にあり、埼玉県内の保険薬局が応需し、調剤した場合は、保険薬局は、保険薬局の所在地である埼玉県の公費番号をレセプトに記載してください。

2. 治療薬公費について

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の患者（外来患者及び入院患者）

(2) 公費補助の内容

対象薬剤(*)の薬剤料のうち、保険給付後なお残る自己負担額の全額を補助します。

(*)対象薬剤

経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビット」、「ゾコーバ」

点滴薬「ベクルリー」、

(中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」)

(*) 国が購入し、医療機関へ無償譲渡されたもの（国購入品）を除く

(3) 期間

令和5年5月8日～令和5年9月30日

(4) 補助の実施方法

原則、医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

3. 入院公費について

(1) 対象

新型コロナウイルス感染症の患者の新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用

- ▶ 高額療養費制度の対象外となる入院に係る食事代（標準負担額）や、リネン代等の医療保険の対象とならない費用は、公費補助の対象外です。
- ▶ 入院時の新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費は治療薬公費の対象となります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症以外の疾患の医療費は対象外です。

(2) 公費補助の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額（以下「高額療養費制度の自己負担限度額」という。）から原則2万円を減額した額が自己負担の上限となるよう、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額から、減額措置後の自己負担額を控除した額を補助します。

具体的には、以下のとおりです。

- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は、2万円を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に1万円を加えた額を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合は、その額を補助します。
- ・入院医療費に係る自己負担額が、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額に満たない場合であっても、減額措置後の自己負担額を超えた場合は、超えた額を補助します。

(3) 減額措置後の自己負担額

●70歳未満の方

| 高額療養費自己負担限度額の 所得区分 | (参考)高額療養費 自己負担限度額 | 公費による減額措置 後の自己負担額 | (参考)コロナ公費が 補助する最大金額 |
|--|-----------------------|----------------------|------------------------|
| 年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超 | 252,600 円 + 医療費比例額 | 242,600 円 | 10,000 円 + 医療費比例額 |
| 年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円 | 167,400 円 + 医療費比例額 | 157,400 円 | 10,000 円 + 医療費比例額 |
| 年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円 | 80,100 円 + 医療費比例額 | 70,100 円 | 10,000 円 + 医療費比例額 |
| ～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下 | 57,600 円 | 37,600 円 | 20,000 円 |
| 住民税非課税 | 35,400 円 | 15,400 円 | 20,000 円 |

* 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、15,400 円となります。

●70 歳以上の方

| 高額療養費自己負担限度額の所得区分 | (参考)高額療養費自己負担限度額 | 公費による減額措置後の自己負担額 | (参考)コロナ公費が補助する最大金額 |
|---|-----------------------|------------------|----------------------|
| 年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上 | 252,600 円 + 医療費比例額 | 242,600 円 | 10,000 円 + 医療費比例額 |
| 年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上 | 167,400 円 + 医療費比例額 | 157,400 円 | 10,000 円 + 医療費比例額 |
| 年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上 | 80,100 円 + 医療費比例額 | 70,100 円 | 10,000 円 + 医療費比例額 |
| ～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満 | 57,600 円 | 37,600 円 | 20,000 円 |
| 住民税非課税 | 24,600 円 | 4,600 円 | 20,000 円 |
| 住民税非課税 (所得が一定以下) | 15,000 円 | 0 | 15,000 円 |

* 1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、4,600 円、0 円となります。

* 2 75 歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75 歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を 2 分の 1 とする特例が設けられていることから、今般の公費による減額措置においても、75 歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に 121,300 円、78,700 円、35,050 円、18,800 円、2,300 円、0 円となります。

(4) コロナ5類移行に伴う経過的な取扱い

入院医療費の自己負担に対する公費支援については、従来の感染症法に基づく補助から、高額療養費限度額の一部補助により行うこととなりますが、こうした変更を円滑に行う観点から、本補助が月単位で行われることも踏まえ、経過的な取扱いを以下のとおり行います。

(A) 令和5年4月30日までに入院する場合

- ・従前のとおり、入院医療費の自己負担額の全額を公費により補助します(含む食事療養標準負担額)。
- ・公費負担者番号、公費受給者番号は、保健所より医療機関あてに送付される新型コロナウイルス感染症医療費公費負担承認通知書に記載の番号を使用します。
- ・5月1日以降も引き続き入院する場合は、5月中の公費支援は、(B) のとおり取り扱います。
- ・さらに6月以降も引き続き入院する場合は、(C) のとおり取り扱います。

(B) 令和5年5月1日から5月7日までに入院する場合(経過措置)

- ・従前のとおり、入院医療費の自己負担額の全額を公費により補助します(含む食事療養標準負担額)。
- ・公費負担者番号は、医療機関所在地を管轄する保健所の公費負担者番号(*)です。
- ・公費受給者番号は、全患者共通で、9999996です。
- ・(B)は、令和5年5月31日までの入院についての取扱とします。(B)に該当する者が、令和5年6月1日以降も引き続き入院する場合、6月以降の公費支援は、(C) のとおり取り扱います。

(C) 令和5年5月8日以降に入院する場合

- ・高額療養費限度額の一部補助による補助とします。
- ・公費負担者番号は、埼玉県内に所在する医療機関にあつては、28110708です。
- ・公費受給者番号は、全患者共通で、9999996です。

(5) 期間

令和5年5月8日～令和5年9月30日(経過措置に伴うものを除く)

(6) 補助の実施方法

原則、医療機関から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

医療機関において、オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分をご確認ください。

(*) (B)による取扱いの公費負担者番号

| 医療機関所在地 | 管轄保健所 | 公費負担者番号 |
|-------------------------------------|----------|----------|
| 蕨市、戸田市 | 南部保健所 | 28110021 |
| 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 | 朝霞保健所 | 28110179 |
| 春日部市、松伏町 | 春日部保健所 | 28110120 |
| 草加市、八潮市、三郷市、吉川市 | 草加保健所 | 28110260 |
| 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 | 鴻巣保健所 | 28110187 |
| 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村 | 東松山保健所 | 28110070 |
| 坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町 | 坂戸保健所 | 28110245 |
| 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市 | 狭山保健所 | 28110252 |
| 行田市、加須市、羽生市 | 加須保健所 | 28110112 |
| 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町 | 幸手保健所 | 28110138 |
| 熊谷市、深谷市、寄居町 | 熊谷保健所 | 28110096 |
| 本庄市、美里町、神川町、上里町 | 本庄保健所 | 28110088 |
| 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町 | 秩父保健所 | 28110062 |
| さいたま市 | さいたま市保健所 | 28111011 |
| 川越市 | 川越市保健所 | 28112019 |
| 越谷市 | 越谷市保健所 | 28113017 |
| 川口市 | 川口市保健所 | 28114015 |

4. よくある質問

Q1 保険医療機関が治療薬公費対象薬剤を院外処方する際に、保険医療機関は処方箋に、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載しなければならないか。また、保険薬局において、公費負担者番号及び公費受給者番号が記載されていない処方箋を受け取った場合に、治療薬公費の対象とすることはできないか。

A1 保険医療機関が治療薬公費対象薬剤を院外処方する際に、保険医療機関は処方箋に、公費負担者番号及び公費受給者番号を、できる限り記載してください。仮に、保険薬局において、公費負担者番号及び公費受給者番号が記載されていない処方箋を受け取った場合であっても、保険薬局において公費負担者番号及び公費受給者番号を調剤報酬明細書へ記載し、治療薬公費の対象としていただくことができます。

Q2 生活保護単独の被保護者については、治療薬及び入院医療費の公費支援の対象となるのか。

A2 生活保護単独の被保護者については、新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費について、全額（10割）を公費支援の対象とする。公的医療保険に加入しておらず高額療養費制度の対象でないことから、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする措置については対象とならない。